

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2025年11月17日

2. 認定事業適応事業者の名称

大塚製薬株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

（1） 事業適応に係る事業の目標

大塚グループでは、トータルヘルスケア企業として人々の健やかな未来を見据え、事業活動におけるすべての環境負荷をゼロにするという2050年環境ビジョン「ネットゼロ」を掲げている。脱炭素社会への実現に向けた取り組みがグローバルに加速する中、大塚グループではパリ協定で定められた国際的な目標・指標に基づき事業バリューチェーン全体で温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な社会の実現を目指している。

（2） その事業の生産性を相当程度向上させることまたはその生産し、もしくは販売する商品もしくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標。

2025年度より事業適応を開始し、2026年度（目標年度）までに徳島美馬工場の炭素生産性を26.6%向上させることを目標とする。

（3） 財務内容の健全性の向上を示す目標

2026年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

（4） 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5） 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称およびその分類コード）

化学工業（16）

（選定の理由）

計画の対象となる徳島美馬工場では、医薬品の製造を行っているため。

（6） 事業適応の具体的内容

計画初年度の2025年11月に太陽光発電設備を購入及び導入する。電力の一部を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えることで、光熱費を削減及び電力使用に伴うCO2排出量を減少させる。太陽光発電設備を導入することでCO2排出量を年間642t削減予定である。

(7) 事業適応の開始時期および終了時期

開始時期：2025年11月

終了時期：2026年12月